

令和8年度 浄化槽設置整備事業の概要

(猪苗代町)

1. 浄化槽設置整備事業費補助金について

- ①公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水の下水道3事業の計画区域以外に浄化槽を設置する方に、設置費用の一部について補助金を交付する制度です。
- ②福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例が改正され、平成25年4月1日より、**猪苗代湖流域内**へ新たに浄化槽を設置する場合は窒素及びリン除去型浄化槽を設置することが義務付けられています。
放流水質 T-N10 mg/ℓ以下、T-P1 mg/ℓ以下の窒素及びリン除去型浄化槽
※浄化槽からの放流水が猪苗代湖へ流れない地域は設置義務対象外
- ③補助対象の浄化槽を設置し、くみ取り便槽または単独処理浄化槽を全て撤去する場合は、撤去費補助金が交付されます。※更地にしたうえでの建替は撤去費補助対象外
また、くみ取り便槽または単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管（流入管、ます、放流管等）に要する費用の一部が補助されます。
- ④浄化槽設置整備事業費補助金を希望される方は、まず上下水道課へ補助金申込書を提出してください。補助の対象となる場合には申請書一式を郵送いたします。
- ⑤この事業は、申込の**先着順による予算の範囲内**の事業となります。なお、補助金の交付決定前に着工した場合には、補助の対象になりませんのでご注意ください。

【補助対象となる地区】 ※下記以外の地区でも①に該当する地区は対象になります。

○窒素及びリン除去型浄化槽 義務付け地区（猪苗代湖流域内）

新堀向、沼ノ倉、渋谷、長坂、祢次、川上、千貫、五十軒、西久保、行津桜川、翁島駅前、土田、蟹沢・長浜、戸ノ口・三本木・金子沢、不動、磐根、砂川、天鏡台温泉、田子沼、川崎、夷田、中目、松橋、小平湯、松橋浜、内野、明戸、下館、志津、荻窪、水沢、伯父ヶ倉、小田、名家、酸川野、田茂沢、木地小屋、市沢、達沢、高森、蒲谷地、各行政区外

○窒素及びリン除去型浄化槽 義務付け除外地区（猪苗代湖流域外）

戸ノ口、田子沼

上記以外の地区でも、放流水が猪苗代湖へ流れない地域（土田の一部など）は義務付け除外となります。※窒素及びリン除去型浄化槽を設置するとしても補助基準額は窒素除去型浄化槽の額となります。

2. 補助金額は、工事の種類に応じて、次表の**（1）を基本に（2）（3）（4）を組み合わせた額**となります。

（1）浄化槽設置整備事業補助金（基本部分）

- ①・補助対象となる全ての**新築**（裏面3をご確認ください）
 - ・くみ取り便槽または単独浄化槽から住宅以外の用途の建物に接続するもの<例：店舗など>
 - 及び住宅部が延床面積二分の一未満の併用住宅に接続するもの<例：店の方が広い住宅兼店舗>

補助対象となるのは、国の定める「環境配慮型浄化槽」に限ります。

人槽別	基準額	
	窒素除去型浄化槽 (義務付け除外地区 猪苗代湖流域外)	窒素及びリン除去型浄化槽 (T-N10 mg/ℓ以下、T-P 1 mg/ℓ以下 猪苗代湖流域内)
5人槽	207,000円	599,000円
6～7人槽	237,000円	897,000円
8～10人槽	330,000円	1,252,000円
11～20人槽	501,000円	2,443,000円
21～30人槽	772,000円	4,290,000円
31～50人槽	1,064,000円	5,522,000円

裏面もご覧ください。

- ② ①以外で、くみ取り便槽または単独処理浄化槽から住宅（住宅部が延床面積の二分の一以上の併用住宅を含む）に接続するもの

＜例：一般住宅、居住スペースのみのアパート、住宅部の方が広い住宅兼店舗＞

人槽別	基準額	
	窒素除去型浄化槽 (義務付け除外地区 猪苗代湖流域外)	窒素及びリン除去型浄化槽 (T-N10 mg/ℓ以下、T-P 1 mg/ℓ以下 猪苗代湖流域内)
5人槽	414,000円	774,000円
6～7人槽	474,000円	1,134,000円
8～10人槽	660,000円	1,582,000円
11～20人槽	1,002,000円	2,944,000円
21～30人槽	1,545,000円	5,062,000円
31～50人槽	2,129,000円	6,586,000円

- (2) くみ取り便槽または単独処理浄化槽等撤去費補助 ※更地にしたうえでの建替は補助対象外

種別	基準額
単独処理浄化槽（50人槽以下）	150,000円
くみ取り便槽	120,000円

くみ取り便槽、単独処理浄化槽ともに、基本的に一部を残さず全て撤去する必要があります。

※建物に複数のくみとり便槽、単独処理浄化槽があっても、撤去費補助は1基分となります。

- (3) くみ取り便槽または単独処理浄化槽からの転換に係る配管費補助（くみ取り便槽または単独処理浄化槽から転換した場合のみ対象）

基準額330,000円 ◇更地にしたうえでの建替は補助対象外です。別途要件あり。

- (4) 窒素・リン除去型整備促進費補助 (新築の建物に接続するもの及びくみ取り便槽または単独処理浄化槽から転換した場合のみ対象)

110,000円 ◇福島県からの猪苗代湖保全のための特別な上乘せ補助です。

3. 補助対象とならない場合

- ①補助金交付決定以前に浄化槽設置工事に着手している場合（先に工事をして後から申請）
- ②福島県へ浄化槽工事業の登録または届出をしていない業者が設置工事を行う場合
- ③未供用の下水道認可区域内に浄化槽を設置する場合（下水道の区域内だが、本管が整備されていない場所）
- ④環境配慮型浄化槽「以外」を設置する場合
- ⑤汚水処理未普及解消に繋がらない場合→補助を受けようとする人・建物の「現在の汚水処理状況」が重要となります。詳しくはお問い合わせください。

(対象外の例) ◆合併浄化槽を使用しているが、建替新築で合併浄化槽を設置する場合◆浄化槽を継続的に使用しない場合（別荘・季節店舗・集会所等）◆販売目的で浄化槽付き住宅を建設する事業者等◆町内の下水道区域の戸建て住宅に住んでいるが下水道に接続しておらず、浄化槽区域に新築して転居する場合◆合併浄化槽から合併浄化槽へ入替する場合 等々

- ⑥年度内（4月～3月）に事業が完了しない場合
- ⑦町税を滞納している場合 など

工事が冬期間となる場合は、除雪してでも工事を進めるかどうか依頼主と施工業者間でよく話し合ってください。猪苗代町は「特別豪雪地帯」です！

(お問い合わせ先 猪苗代町役場 上下水道課 下水道係 電話 0242-62-5633)

浄化槽設置整備事業費補助金交付事務の手順

令和8年度版

補 助 事 業 者	←	1	補 助 希 望 申 込 開 始	←	猪 苗	
	→	2	補 助 金 希 望 申 込 書 提 出	→		
	←	3	補 助 金 交 付 申 請 書 送 付	←		
	→	4	補 助 金 交 付 申 請 書 提 出	→		
	※申請書到着後、1ヶ月以内に町へ申請してください。 ※補助金交付申請書受理後に現地確認を行います。(交付決定前に着工はできません)					
	←	5	補 助 金 交 付 決 定 通 知 書・実 績 報 告 書 送 付	←	苗	
	☆ 浄 化 槽 の 設 置 工 事 着 手 可 能					
		→	①	変 更 (中 止 ・ 廃 止) 承 認 申 請 書 提 出	→	代
		←	②	変 更 決 定 通 知 書 送 付	←	
				補 助 金 決 定 取 消 通 知 書 送 付		
	★		浄 化 槽 の 設 置 工 事 完 了		町	
	→	6	実 績 報 告 書 提 出	→		
			※完成後1ヶ月以内			
	←	7	完 成 確 認 検 査	←		
			※設置者・浄化槽設備士立会のもと行います。			
	←	8	補 助 金 確 定 通 知 書 送 付	←		
	←	9	補 助 金 の 交 付	←		

★浄化槽設置届出書の届出は4以前に終了していること。

1 申込受付開始（4月から町の予算に達するまで）

※申込先着順による予算の範囲内での事業となります。

2 補助金希望申込書提出

上下水道課に申込書がありますので、記入のうえ提出してください。

3 補助金交付申請書送付

浄化槽設置場所が補助対象区域内であり、かつ、補助対象となる方には、補助金交付申請書の様式を送付いたします。

補助対象となるのは、国の定める環境配慮型浄化槽に限ります。

4 補助金交付申請書提出

3で送付された補助金交付申請書一式を揃えて上下水道課へ提出してください。記入漏れ、添付漏れ等にご注意ください。1ヶ月以内に申請しない場合は再度2の申込が必要です。

5 補助金交付決定通知書・実績報告書送付

4で提出を受けた補助金交付申請書を審査し、適正な申請である場合は、補助金交付決定通知書を送付いたします。同時に実績報告書の様式を送付いたします。

浄化槽設置工事は、補助金交付決定を受けた後でなければ着手することができません。

また、補助金交付決定後に工事内容の変更がある場合は、①変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、②変更決定通知または、③補助金決定取消通知を受けなければなりません。

6 実績報告書提出

浄化槽設置工事が完了した場合は、1ヶ月以内に実績報告書一式を揃えて上下水道課まで提出してください。（遅くとも3月上旬頃までに完成確認検査が受検できるように提出）

7 完成確認検査

6の実績報告書のとおり工事が施工されているか、上下水道課職員が完成確認検査に伺います。設置者、工事施工業者（浄化槽設備士）立合のもとで行います。

8 補助金確定通知書送付

7の完成確認検査で適正に施工されていることが確認できれば、補助金確定通知書を送付いたします。

9 補助金の振込

補助金請求書に記載の金融機関口座へ補助金が交付されます。入金の数日前に町会計室から封書で通知されますので、ご確認ください。

なお、補助金交付後に虚偽の申請（別荘を住宅と偽る等）、管理不備等の不正がある場合は、補助金返還命令が発せられる場合がありますのでご留意願います。

猪苗代町は特別豪雪地帯です！

**12～3月は積雪・凍結のため浄化槽工事を行うことが困難です。
完成予定が冬季の場合は、除雪してでも当年度に工事を行うか
翌年度以降にするかよくご検討ください！
補助事業は、着工後に年度をまたぐことはできません！
（全額自費設置となってしまいます）**



猪苗代町上下水道課 あて

申込者

郵便番号 〒

住所

氏名

電話番号 ()

猪苗代町浄化槽設置整備事業費補助金希望申込書

令和8年度において、浄化槽設置整備事業費補助金を受けて下記のとおり浄化槽を設置したいので、次の事項を全て理解したうえで申し込みします。

1. 浄化槽を設置する建物は、浄化槽を常時利用する建物です。
2. 浄化槽放流水を流す水路等の管理者との協議等は、自ら行います。
3. 建物が新築住宅の場合、実績報告時にはその建物へ住所を異動します。
4. 施工予定業者と綿密に協議、打ち合わせを行います。
5. 施工予定業者に事務手続き等をまかせきりにせず、自ら進捗状況を把握するよう努めます。
6. 浄化槽設置に係る届出関係と補助金申請は、1ヶ月以内に行います。
7. **補助金申請を1ヶ月以内に行わない場合は、申込を取り消し、必要であれば再度申込します。**

記

1. 浄化槽設置場所	猪苗代町 字	番地
2. 行政区名		
3. 建物の用途	(1) 専用住宅	(2) 住宅兼事業所(家と店舗、事務所など)
	(3) その他(具体的に)	
4. 建物の延床面積	㎡ (住宅以外や複合用途の場合は、別紙として用途を記載した建物の平面図を添付)	
5. 浄化槽の種類 <small>※補助対象は環境配慮型浄化槽に限られます。</small>	(1) 窒素及びリン除去型浄化槽 ◇猪苗代湖流域内のみ	
	(2) 窒素除去型浄化槽 ◇猪苗代湖流域外のみ	
6. 浄化槽の大きさ	人槽 (JIS A3302-2000により算定すること)	
7. 浄化槽工事予定業者 <small>※元請業者(ハウスメーカー、工務店等)ではなく、浄化槽工事を行う設備業者を記入します。</small>	所在地	
	名称	
	電話番号	
8. 工事の種類	(1) くみとり便槽からの転換(入れ替え)	
申込者の現在の汚水処理状況 (1) くみとり (2) 単独浄化槽 (3) 下水道・農集排使用 (4) 町外 (5) その他()	(2) 単独浄化槽からの転換(入れ替え)	
	(3) 新築(更地建替を含む)・水周りの新設	
	<small>・合併からの合併への入れ替えは補助対象外</small>	
9. 撤去費補助 <small>※基本的に完全撤去が必要です。</small>	(1) 有り	(2) 無し
	<small>・転換(入れ替え)時のみ補助対象</small>	
10. 配管費補助 <small>※更地建替は補助対象外</small>	(1) 有り	(2) 無し
	<small>・転換(入れ替え)時のみ補助対象</small>	
11. 設置届出・建築確認申請	(1) 済み	(2) これから
12. 建物の所有者	(1) 本人	(2) 同居の家族 (3) その他()
13. 浄化槽部分の予定工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	

町 処 理 欄	受付	区域	申請書送付	申請	実績報告

猪苗代町上下水道課 あて

申込者

郵便番号 〒969-3123

住所 猪苗代町大字〇〇字××1234番地

氏名 猪苗代 太郎

電話番号 0242(××)〇〇〇〇

書式例

猪苗代町浄化槽設置整備事業費補助金希望申込書

令和8年度において、浄化槽設置整備事業費補助金を受けて下記のとおり浄化槽を設置したいので、次の事項を全て理解したうえで申し込みします。

8. 工事の種類

2. 浄化槽放流水を流す水路等の管理者との協議等は、自ら行います。
3. 建物が新築住宅の場合、実績報告時にはその建物へ住所を異動します。
4. 施工予定業者と綿密に協議、打ち合わせを行います。
5. 施工予定業者に事務手続き等をまかせきりにせず、自ら進捗状況を把握するよう努めます。
6. 浄化槽設置に係る届出関係と補助金申請は、1ヶ月以内に行います。
7. 補助金申請を1ヶ月以内に行わない場合は、申込を取り消し、必要であれば再度申込します。

記

1. 浄化槽設置場所	猪苗代町 大 字 〇〇字××1235番地1	
2. 行政区名	△△△△	
3. 建物の用途	(1) 専用住宅	(2) 住宅兼事業所(家と店舗、事務所など)
	(3) その他(具体的に)	
4. 建物の延床面積	220 m ² (住宅以外や複合用途の場合は、別紙として用途を記載した建物の平面図を添付)	
5. 浄化槽の種類	(1) 窒素及びリン除去型浄化槽 ◇猪苗代湖流域内のみ	
※補助対象は環境配慮型浄化槽に限られます。	(2) 窒素除去型浄化槽 ◇猪苗代湖流域外のみ	
6. 浄化槽の大きさ	7 人槽 (JIS A3302-2000により算定すること)	
7. 浄化槽工事予定業者 ※元請業者(ハウスメーカー、工務店等)ではなく、浄化槽工事を行う設備業者を記入します。)	所在地	猪苗代町字◇◇987
	名称	□□設備(株)
	電話番号	0242-〇〇-××××
8. 工事の種類	(1) くみとり便槽からの転換(入れ替え)	
申込者の現在の汚水処理状況 (1) くみとり (2) 単独浄化槽 (3) 下水道・農集排使用 (4) 町外 (5) その他()	(2) 単独浄化槽からの転換(入れ替え)	
	(3) 新築(更地建替を含む)・水周りの新設	
	・合併からの合併への入れ替えは補助対象外	
9. 撤去費補助 ※基本的に完全撤去が必要です。	(1) 有り	(2) 無し
	・転換(入れ替え)時のみ補助対象	
10. 配管費補助 ※更地建替は補助対象外	(1) 有り	(2) 無し
	・転換(入れ替え)時のみ補助対象	
11. 設置届出・建築確認申請	(1) 済み	(2) これから
12. 建物の所有者	(1) 本人	(2) 同居の家族 (3) その他()
13. 浄化槽部分の予定工期	令和8年〇〇月〇〇日～令和8年〇〇月〇〇日	

町 処 理 欄	受付	区域	申請書送付	申請	実績報告